

## 道民提案 追加分関連資料

○ 高速道路関連	1
○ 労働基準法関連	5
○ 郵便局関連	7
○ 政令市関連	11
○ 国有財産関連	15
○ 都道府県議会議員の選挙区関連	19
○ 広域連合関連	21
○ 地方独立行政法人関連	27
○ 相続税関連	35
○ 木造建築物関連	37
○ FM放送関連	45
○ 自動車ナンバー関連	51
○ 社会保障関係法関連	57

## ■高速道路株式会社法（平成十六年六月九日法律第九十九号）

### （会社の目的）

第一条 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

### （定義）

第二条 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

第二条第一項に規定する道路をいう。

2 この法律において「高速道路」とは、次に掲げる道路をいう。

一 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道

二 道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路（同法第四十八条の二第二項の規定により道路の部分に指定を受けたものにあつては、当該指定を受けた道路の部分以外の道路の部分のうち国土交通省令で定めるものを含む。）並びにこれと同等の規格及び機能を有する道路（一般国道、都道府県道又は同法第七条第三項に規定する指定市の市道であるものに限る。以下「自動車専用道路等」と総称する。）

### （事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき行う高速道路の新設又は改築

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）

三 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理

四 前三号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究

五 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事業

イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理

ロ 第一号から第三号まで及びイの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究

六 前各号の事業に附帯する事業

## ■道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）

### （目的）

第一条 この法律は、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路

の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もつて道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。
- 2 この法律において「高速道路」とは、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。
- 3 この法律において「道路管理者」とは、高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 4 この法律において「会社」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社をいう。
- 5 この法律において「料金」とは、会社、地方道路公社又は道路管理者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいう。
- 6 この法律において「会社等」とは、会社又は地方道路公社をいう。
- 7 この法律において「機構等」とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社をいう。

(高速道路の新設又は改築)

- 第三条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 高速道路の路線名
  - 二 新設又は改築に係る工事の内容
  - 三 収支予算の明細
  - 四 料金の額及びその徴収期間

(供用約款)

- 第六条 会社は、第三条第一項の許可に基づき料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、同項の認可をすることができる。
- 一 料金の徴収及び会社の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
  - 二 高速道路を通行し、又は利用する特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

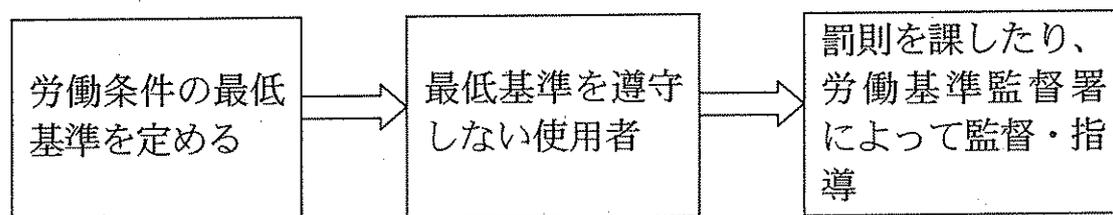
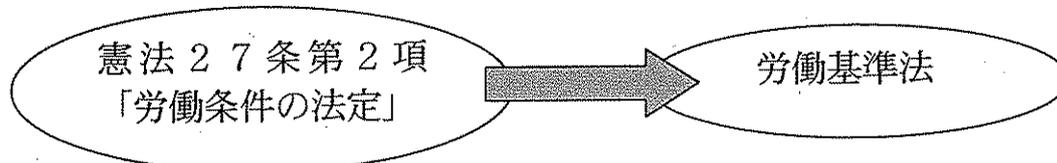
(料金の額等の基準)

- 第二十三条 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）にあつては、協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、当該高速道路に係る道路資産（機構法第二条第二項に規定する道路資産をいう。以下同じ。）の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。
  - 二 第十五条第一項の許可に係る道路にあつては、当該道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。
  - 三 前二号の道路以外の道路にあつては、当該道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。
  - 四 会社管理高速道路（機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路に限る。）又は指定都市高速道路にあつては、公正妥当なものであること。
  - 五 前号の高速道路以外の道路にあつては、当該道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度を超えないものであること。
- 2 前項に規定するもののほか、料金の額の基準は、政令で定める。
  - 3 会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければならない。この場合において、当該満了の日は、会社の成立の日から起算して四十五年を超えてはならない。
  - 4 前項に規定するもののほか、料金の徴収期間の基準は、政令で定める。

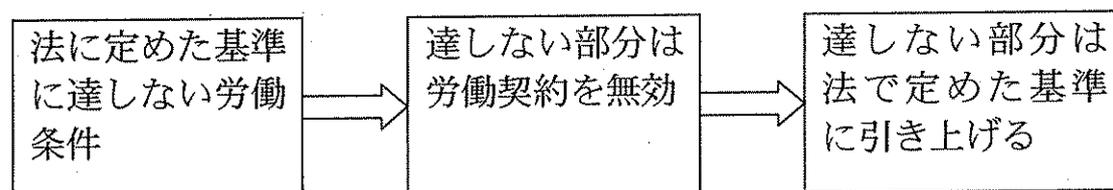


## 労働基準法について（概要）

労働条件を定める様々な法律の中で中心となる法律



労働条件の最低基準を具体的に保障



労働基準法の定めている内容

- 契約締結時における労働条件の明示
- 賃金の支払
- 労働時間
- 時間外・休日労働協定
- 休日
- 年次有給休暇
- 解雇の予告
- 就業規則

■日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

■労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

（労働条件の原則）

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

- 2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（労働条件の決定）

第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

- 2 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

（均等待遇）

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

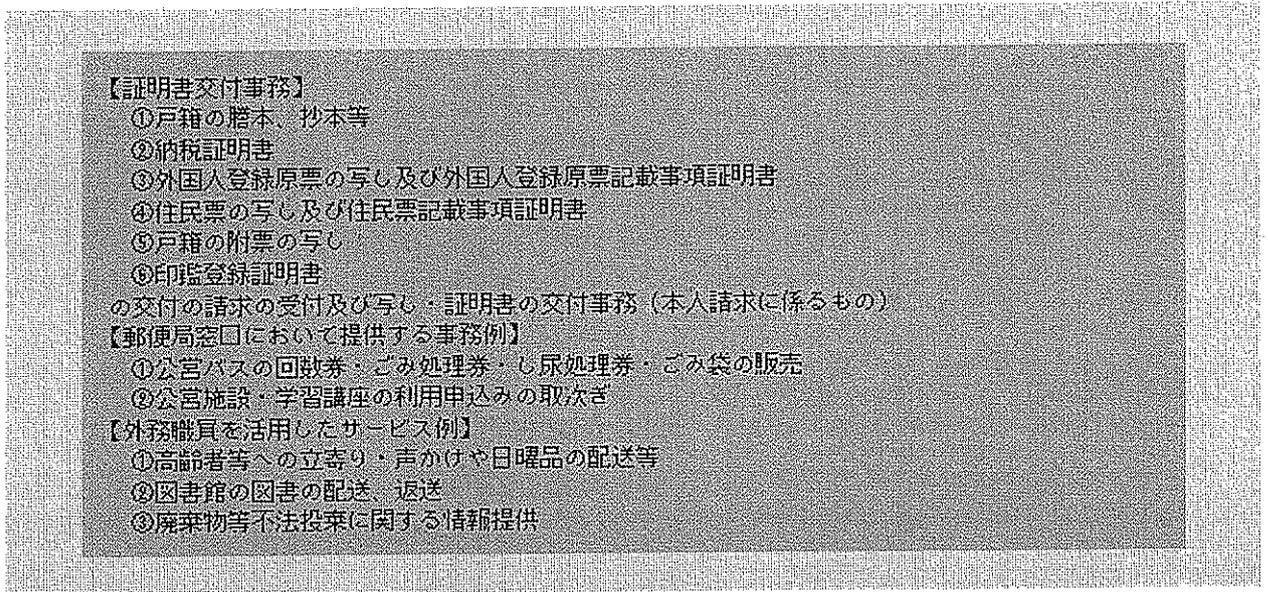
（男女同一賃金の原則）

第四条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

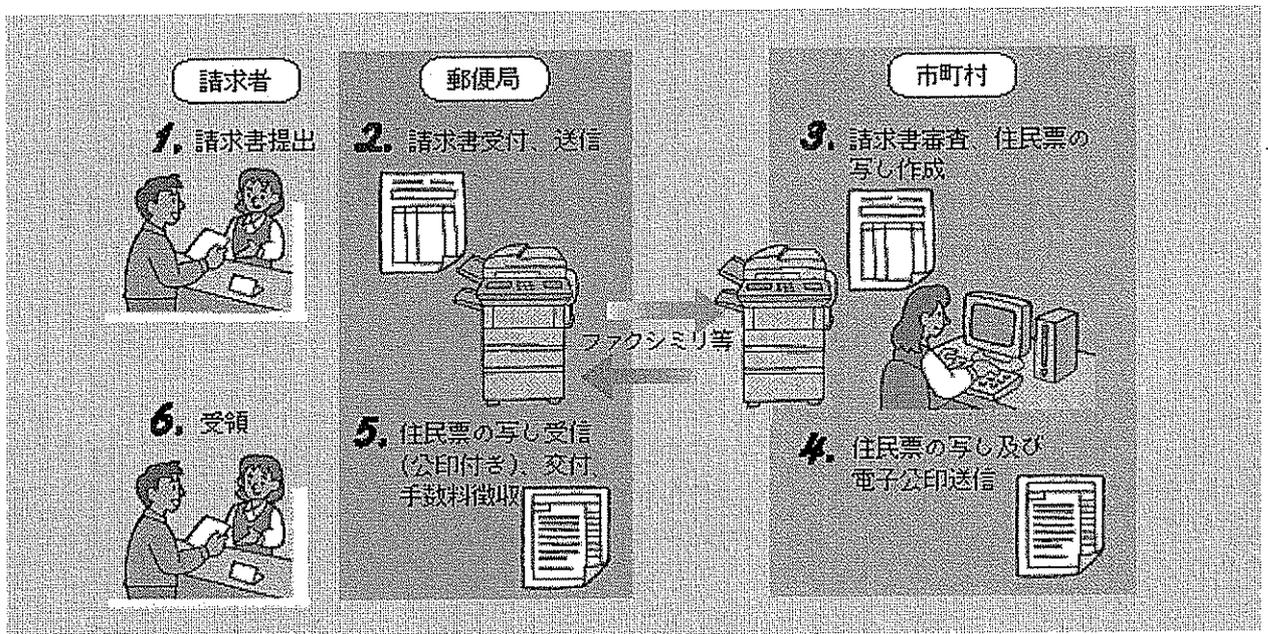
（強制労働の禁止）

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

図表 1) 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」施行により  
郵便局において利用可能となったサービス



図表 2) 証明書交付事務のサービスイメージ



(資料:平成 15 年度版 情報通信白書)

## ■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第百五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第百七十五条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

- 2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の職員を指揮監督する。

## ■郵便局株式会社法（平成十七年十月二十一日法律第百号）

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務
  - 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
  - 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。
- 4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

## ■地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 （平成十三年十一月十六日法律第百二十号）

（郵便局における事務の取扱い）

第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

- 一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同

- 項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し
- 二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し
- 三 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（以下この号において「登録原票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し
- 四 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し
- 五 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し
- 六 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

（郵便局の指定等）

- 第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。
- 一 その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
  - 二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。
  - 三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。
  - 四 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

- 4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。
- 5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（秘密保持義務等）

第六条 事務取扱郵便局の職員又はこれらの職にあった者は、郵便局取扱事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 郵便局取扱事務に従事する事務取扱郵便局の職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

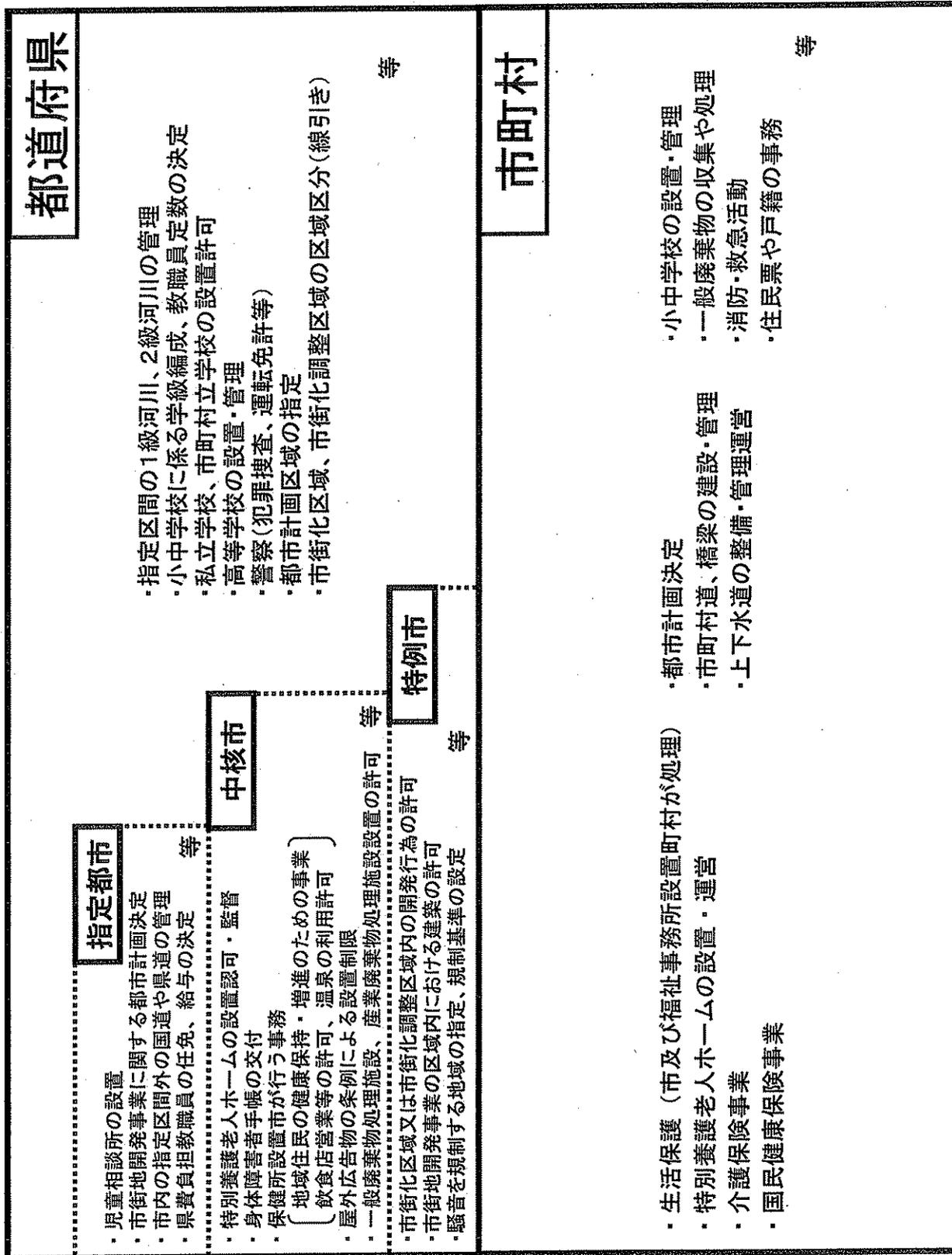
（罰則）

第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 指定都市・中核市・特例市の概要

区 分	指定都市 (17市)	中核市 (39市)	特例市 (43市)
要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口50万人以上で政令で指定する市（人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口30万人以上で政令で指定する市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口20万人以上で政令で指定する市</li> </ul>
事務配分の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙のとおり</li> </ul>		
関 与 の 特 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉に関する事務に限って指定都市と同様に関与の特例が設けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>
行政組織 上の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>区の設置</li> <li>区選挙管理委員会の設置</li> <li>区地域協議会の設置</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	
財 政 上 の 特 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方道路譲与税の増額</li> <li>地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正）</li> <li>宝くじの発売</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正）</li> </ul>	
決 定 の 手 続	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令で指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市からの申出に基づき、政令で指定</li> <li>市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要</li> <li>都道府県が同意する場合には議会の議決が必要</li> </ul>	
道 内 の 指 定 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市 (S47. 4. 1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旭川市 (H12. 4. 1)</li> <li>函館市 (H17. 10. 1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

# 基礎自治体の担う主な事務



# 将来の基礎自治体の新モデルをつくる 広域中核市制度の創設

現  
状

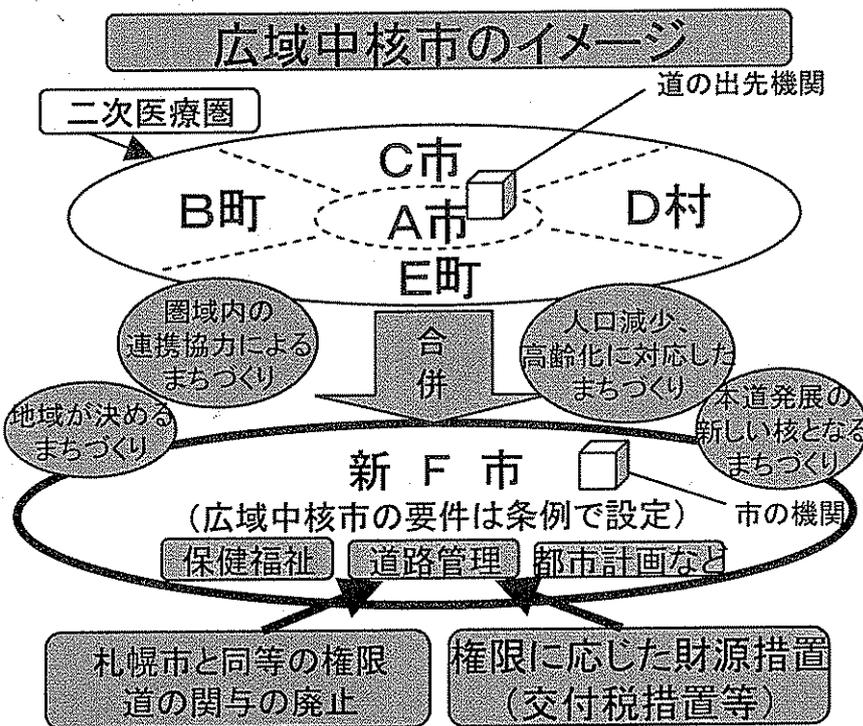
- 道州制のもとでは基礎自治体が行政の主役。そのモデルとなる強力な基礎自治体の形成を支援したい。
- 道の権限が人材や情報とともに札幌に集中。これを各地に分散させ、地域の自立的発展に向けた力を生み出したい。
- 現在の人口構成から見て、人口減少・高齢化はさらに進行。これを乗り越える地域づくりを地域の判断で速やかに行えるようにする必要。

課  
題

- 過疎地の多い北海道においては、中心都市だけに着目するのではなく、圏域をカバーした政策展開が効果的にできる基礎自治体づくりを構想することが有用。
- 今後の人口減少と高齢化を考えると、政策展開圏域としては二次医療圏の重要性が高まることから、これに着目した新制度を構想。
- 圏域単位の合併を視野に入れて取り組んでいる地域を後押ししていく。

目指すすがた

## 広域中核市制度の創設



区分	提案内容
法令改正	・地方自治法に広域中核市を規定
要件	・医療法に規定する二次医療圏と合致(人口は問わない) ・細目は北海道が条例で定める
内容	・指定都市の規定を準用し、権限を移譲 ・財源は交付税措置等 ・市の条例により区を設置できる(区の制度設計は当該市が行う)

### 【期待される効果】

- 支庁機能(市町村補完機能)をも吸収し、それに見合った財源を措置された強力な基礎自治体が誕生。
- 広汎な権限を活用し、保健・医療・福祉や地域の産業振興などの施策を効果的に展開(一例として、自治体病院の再編、商業機能の再配置、道道の管理など)
- 人材や情報が道内の各圏域に分散され、各地域の自立的発展の基盤が整う。

■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

（特例市の権能）

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「特例市」という。）は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

# 国 有 林

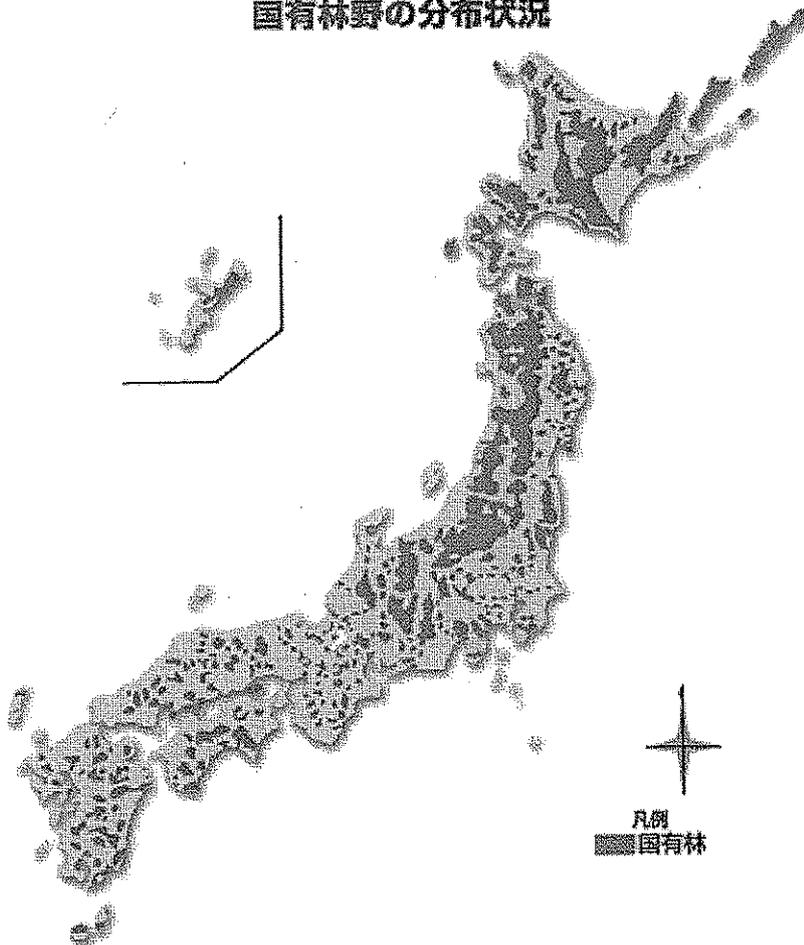
## ○ 国有林の分布

国有林野の面積は、760万ヘクタールあり、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めています。これを、都道府県別・市町村別に見ると、都道府県別ではすべての都道府県に、市町村別では、約半分の市町村に国有林野が所在しています。

また、国有林野は、奥山の水源地域に多く存在し、特に東日本を中心に広い範囲にわたってまとまっているものが多いという特徴があります。

北海道:37%	関東甲信越: 10%	中国: 5%
東北:32%	東海:10%	四国:10%
北陸:15%	近畿: 3%	九州・沖縄: 13%

国有林野の分布状況



○ 国有林、国有林野の概要

我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割に当たる国有林野を管理経営している国有林野事業は、国民の多様な要請と期待に応えるため、

1. 国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進
2. 林産物の持続的かつ計画的な供給
3. 国有林野の活用による地域の産業の振興または住民の福祉の向上への寄与

を目標として、事業の効率化と併せて簡素かつ効率的な体制の整備を図りつつ、次の基本方針に即した管理経営を行っています。

1. 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営
2. 森林の流域管理システムの下での管理経営
3. 国民の森林としての管理経営

(資料：林野庁ホームページ)

## ■ 国有林野の管理経営に関する法律

(昭和二十六年六月二十三日法律第二百四十六号)

### (定義)

第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定し、国有財産法第三条第二項第四号の企業用財産となつてゐるもの
- 二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第三条第三項の普通財産となつてゐるもの（同法第四条第二項の所管換又は同条第三項の所属替をされたものを除く。）

### (国有林野の管理経営の目標)

第三条 国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものとする。

### (国有林野の貸付、売払等)

第七条 第二条第一号の国有林野は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付以外の方法により使用（収益を含む。以下同じ。）させることができる。

- 一 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
  - 二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。
  - 三 第六条の二第一項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。
  - 四 放牧又は採草の用に供するとき。
  - 五 その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が五ヘクタールを超えないとき。
- 2 前項の規定により国有林野を貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させる場合には、国有財産法第二十一条 から第二十五条まで（鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供される土地に地上権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。）の規定を準用する。

第八条 第二条第二号の国有林野を売り払い、貸し付け、又は使用させようとする場合において、左に掲げる者からその買受、借受又は使用の申請があつたときは、これを他に優先させなければならない。

- 一 当該林野を公用、公共用又は公益事業の用に供する者
- 二 当該林野を基本財産に充てる地方公共団体
- 三 当該林野に特別の縁故がある者で農林水産省令で定めるもの
- 四 当該林野をその所在する地方の農山漁村の産業の用に供する者

### (無償貸付け等)

第八条の二 農林水産大臣は、国有林野を次に掲げる施設の用に供するため、地方公共団体、水害予防組合、水害予防組合連合、土地改良区、土地改良区連合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合に対し貸し付け、又は使用させるときは、政令の定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を、無償とし、又は時価よりも低く定めることができる。

- 一 林道又は農道
  - 二 水道施設又は用排水路
  - 三 水害又は火災の予防施設
  - 四 船揚場、水産物干場又は漁具干場
  - 五 その他公用、公共用又は公益事業の用に供する施設で政令で定めるもの
- 2 前項の規定により国有林野を無償で貸し付け、又は使用させる場合には、国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

第八条の三 農林水産大臣は、国有林野を当該国有林野の所在する地方の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者の共同の利用に供するため左に掲げる土地として貸し付け、又は使用させる場合において、これらの者の生業の維持又は農林漁業経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その貸付又は使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

- 一 放牧地又は採草地
- 二 ため池又は用排水路の敷地
- 三 林道又は農道の敷地
- 四 その他農林漁業の用に供する共同利用施設で政令で定めるものの敷地

■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

■公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。

- 2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下本条中「議員一人当りの人口」という。）の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けなければならない。
- 3 第一項の区域の人口が議員一人当りの人口の半数以上であつても議員一人当りの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合における前三項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されてはいないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とする。
- 5 一の郡市の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における第一項から第三項までの規定の適用（前項の規定の適用がある場合を含む。）については、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定都市に対する本法の適用関係）

第二百六十九条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙に関してこの法律の規定を適用するについては、政令の定めるところにより、当該市においては、区を市とみなし、区の選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。この場合において、第二十二條の規定の適用については、同条中「資格を有する者」とあるのは、「資格を有し、かつ、その日において当該区の区長が作成する住民基本台帳に記録されている者」とする。

（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）

第二百七十一条 第十五条第一項から第五項まで及び第十五条の二第三項中郡とあるのは、都においては支庁の所管区域を含み、道においては支庁の所管区域とする。



## 広域連合とは？

広域連合は、様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限委譲の受け入れ体制を整備するため、平成7年6月から施行されている制度です。

広域連合は、都道府県、市町村、特別区が設置することができ、これらの事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進します。

## 広域連合の特色

現在、ゴミ処理や消防などの事務を中心に一部事務組合が広く活用されていますが、広域連合は一部事務組合と比較して、次のような特色があります。

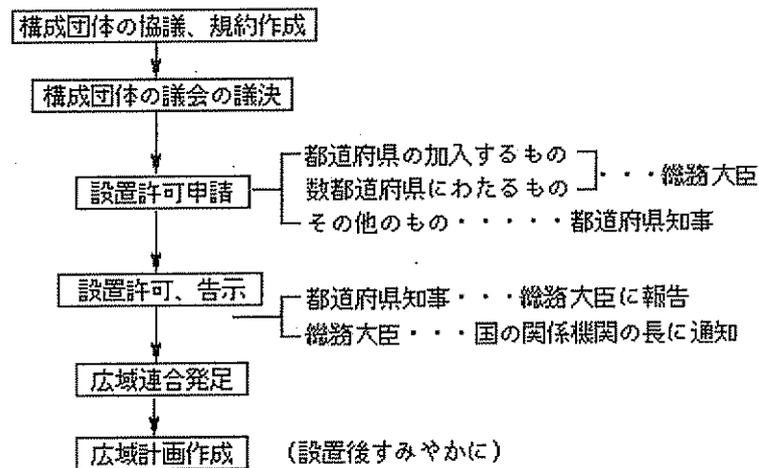
1. 広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応できます。
  - 同一の事務を持ち寄って共同処理する一部事務組合に対して、広域連合は多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成することが可能な仕組みとなっています。  
→ 都道府県と市町村とが異なる事務を持ち寄って、広域連合で処理することが可能です。  
(ex)
    - 市町村の一般廃棄物に関する事務と都道府県の産業廃棄物に関する事務を広域連合で実施し、広域的・総合的なゴミ処理行政を推進
2. 広域的な調整をより実施しやすい仕組みとしています。
  - 広域連合は、広域計画を作成しなければなりません。広域計画には、広域連合の処理する事務ばかりでなく、これに関連する構成団体の事務についても盛り込むことができます。そして、その構成団体の事務の実施について、勧告することができます。  
(ex)
    - ゴミ処理施設の運営を行う広域連合の広域計画において、構成団体のゴミ収集方法やごみ減量対策などを記載。これらの実施に関して構成団体に勧告。
  - 構成団体に対し、広域連合の規約を変更するよう要請することができます。
3. 権限委譲の受け皿となることができます。
  - 広域連合は、直接国又は都道府県から権限委譲を受けることができます。このため、個々の市町村では実施困難でも、広域的団体であれば実施可能な事務を、法律、政令又は条例の定めるところにより、直接広域連合が処理することとすることができます。
  - 都道府県の加入する広域連合から国に、その他の広域連合は都道府県に、権限・事務を処理することとするよう要請することができます。

4. より民主的な仕組みを採用しています。
  - 広域連合の長と議員は、いわゆる充て職は認めらず、直接又は間接の選挙により選出されます。
  - 広域連合への直接請求を行うことができます。

## 広域連合の設置手続と規約

### 1. 設置手続

- 広域連合設置の手続は基本的には一部事務組合と同様で、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決ののち、都道府県の加入する広域連合及び数都道府県にわたる広域連合については総務大臣に、その他のものは都道府県知事に許可を申請します。
- 都道府県知事は許可をしたときは直ちにその旨を公表(告示等)するとともに総務大臣に報告します。また総務大臣許可のときは直ちにその旨を告示します。
- 広域連合は、設置後すみやかに広域計画を作成します。



### 2. 広域連合の規約

広域連合の名称、構成団体、区域、処理する事務、広域計画の項目、事務所の位置、議会の組織、議員選挙の方法、執行機関の組織と選挙の方法、経費支弁の方法は、広域連合の規約に定められます。

(資料:総務省ホームページ)

# 広域連合の設置状況

(平成19年7月1日現在)

名 称	設置年月日	事務所の位置	構成市町村	処理する事務の内容
函館圏公立 大学広域連 合	H9. 11. 5	函館市亀田中 野町116番地2	函館市、北斗市、 七飯町	公立大学の設置、管理及び運営に関する事務
空知中部広 域連合	H10. 7. 6	空知郡奈井江 町字奈井江10 番地28	歌志内市、奈井江 町上砂川町、浦臼 町、新十津川町、 雨竜町	1 介護認定審査会の設置運営に関する事 2 介護保険の事務に関する事 3 地域支援事業に関する事 4 国民健康保険事業に関する事 5 老人保健事業に関する事 6 障害程度区分審査会の設置運営に関する 7 広域医療推進に関する事 8 広域化の調査研究に関する事
西いぶり広 域連合	H12. 3. 8	室蘭市石川町 22番地2	室蘭市、登別市、 伊達市、豊浦町、壮 瞥町、洞爺湖町	1 ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の設 置、管理及び運営に関する事務 2 最終処分場の管理及び運営に関する事務 3 都市公園の設置、管理及び運営に関する 事務 4 リサイクルプラザの設置、管理及び運営 に関する事務 5 共同電算センターの設置、管理及び運営 に関する事務
渡島廃棄物 処理広域連 合	H12. 9. 27	北斗市館野105 番地	北斗市、松前町、 福島町、知内町、 木古内町、七飯 町、鹿部町、森 町、八雲町、長万 部町	ごみ処理施設及び廃棄物運搬中継・中間処理施 設の管理及び運営に関する事務
北しりべし 廃棄物処理 広域連合	H14. 4. 12	小樽市花園2 丁目12番1号	小樽市、積丹町、 古平町、仁木町、 余市町、赤井川村	ごみ焼却施設、資源化リサイクル施設及び破碎 処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
日高中部広 域連合	H14. 4. 12	日高郡新ひだ か町静内緑町 4丁目5番1 号 静内保険福祉 センター内	新冠町、新ひだか 町	介護保険に関する事務
根室北部廃 棄物処理広 域連合	H14. 7. 19	野付郡別海町 別海常盤町280 番地	別海町、中標津 町、標津町、羅臼 町	1 共同可燃ごみ等処理施設の設置、管理 及び運営に関する事 2 共同リサイクルセンターの設置、管理 及び運営に関する事
釧路広域連 合	H14. 8. 12	釧路市高山30 番地1	釧路市、釧路町、 鶴居村、白糠町	ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事 務
大雪地区広 域連合	H15. 7. 22	上川郡東川町 東町1丁目16 番1号	東川町、美瑛町、 東神楽町	介護保険に関する事、国保事務に関する事 と、老人保険事務に関する事、福祉医療給付 事業の受託事務に関する事、障害程度区分認 定事務に関する事
北海道後期 高齢者医療 広域連合	H19. 3. 1	札幌市中央区 南2条西14丁 目 (国保会館 内)	北海道内のすべて の市町村	後期高齢者医療制度の事務のうち 1 被保険者の資格の管理に関する事務 2 医療給付に関する事務 3 保険料の賦課に関する事務 4 保健事業に関する事務 5 その他後期高齢者医療制度の施行に 関する事務
後志広域連 合	H19. 4. 24	虻田郡倶知安 町北1条東2 丁目 (後志合同庁 舎内)	島牧村、黒松内 町、蘭越町、二セ コ町、真狩村、留 寿都村、喜茂別 町、京極町、倶知 安町、共和町、泊 村、神恵内村、積 丹町、古平町、仁 木町、赤井川村	町村税及び個人道民税の滞納整理に関する事 務、国民健康保険事業に関する事務、介護保険 事業に関する事務

## 地方交付税制度の概要

### 1 地方交付税制度の目的

地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化すること(法1条)

#### ◎ 財源の均衡化(財政調整機能)

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体相互間の過不足を調整し、均てん化を図る。

#### ◎ 財源の保障(財源保障機能)

- ・マクロ… 地方交付税の総額が国税5税の一定割合として法定されることにより、地方財源は総額として保障されている。
- ・ミクロ… 基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように、必要な財源を保障する。

### 2 運営の基本

- ◎ 地方交付税の総額を財源不足団体に対し、衡平に交付しなければならない(法3条1項)
- ◎ 交付にあたっては地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、又はその用途を制限してはならない(法3条2項)
- ◎ 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少なくとも法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない(法3条3項)

### 3 地方交付税の性格

#### ◎ 地方団体共有の固有財源

地方交付税は、本来地方団体の税収入とすべきであるが、地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するという見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分することとされており、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」(固有財源)という性格をもっている。

#### ◎ 地方の一般財源

地方交付税の用途は、地方団体の自主的な判断に任されており、国がその用途を制限したり、条件を付けたりすることは禁じられている。

この点で、地方交付税は国庫補助金と根本的に異なる性格を有しており、地方税と並んで、憲法で保障された地方自治の理念を実現していくための重要な一般財源

(地方の自主的な判断で使用できる財源)である。

◎ 国と地方の税源配分を補完

国と地方は相協力して公経済を担っており、歳出面での国と地方の支出割合(純計)は、約2:3となっており、地方の役割が相対的に大きい。

これに対して、租税収入全体の中における国税と地方税の比率は約3:2となっており、地方に配分されている税収は相対的に小さい。

地方交付税は、国と地方の財源配分の一環としてこうしたギャップを補完する機能を果たしている。

(資料：総務省ホームページ)

## ■地方交付税法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十一号）

### （この法律の目的）

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

### （用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。
- 二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。
- 三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。
- 四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。
- 五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。
- 六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当りの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当りの費用）で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗すべきものをいう。

### （測定単位の数値の補正）

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

（略）

- 10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連合又は役場事務組合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

（略）

# 地方独立行政法人法の概要

総務省

## 1 定義・目的

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

## 2 対象業務

- ①試験研究
- ②大学の設置・管理
- ③公営企業に相当する事業の経営（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）
- ④社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業 等）
- ⑤その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

※いずれも、既存組織の移行だけでなく新設も想定

## 3 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事が認可。

## 4 財産的基礎等

- ・ 出資者は地方公共団体に限る。
- ・ 設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継。

## 5 役職員の身分等

- ・ 業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公正性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与。（定款事項＝総務大臣又は都道府県知事が認可）
- ・ 設立団体から法人への職員の引継、退手の通算等について、適切に手当て。
- ・ 理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任。
- ・ その他の役員及び職員は理事長が任命・解任。

## 6 目標による管理と評価の仕組み

国の独立行政法人制度と同様、「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務づけ。

- ・中期目標（3～5年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。
  - ・中期計画（ 〃 ）は、法人が作成し、設立団体の長が認可。
  - ・年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出。
- } いずれも公表
- ・法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。
  - ・評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表。
  - ・設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
  - ・中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

## 7 財務及び会計

- ・原則として企業会計原則による。
- ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認。
- ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

## 8 財源措置等

- ・法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。
- ・設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない。
- ・法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。
- ・重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。

## 9 特例規定

### ①大学

- ・役職員の身分は、非公務員とする。
- ・理事長は、原則学長を兼ねる（定款で定めるところにより、学長を理事長と別に任命することが可能。）。
- ・学長や教員の任免及び学長の任期については、大学の意向を尊重する手続とする。
- ・経営に関する重要事項を審議する機関及び教育研究に関する重要事項を審議する機関を設置。
- ・設立団体の長は、中期目標の設定に当たって、あらかじめ法人の意見を聴取し、当該意見に配慮する。
- ・評価委員会は、評価を行うに当たって認証評価機関の評価を踏まえる。

②公営企業に相当する事業

- ・ 中期計画項目として料金を追加。中期計画の認可には議会の議決が必要。
- ・ 事業の経費は当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則。

10 その他

- ・ 設立団体の長及び認可権者（総務大臣等）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与。
- ・ 法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け解散し清算手続を行う。

11 施行期日

平成16年4月1日

地方独立行政法人法と独立行政法人通則法の比較

<p>地方独立行政法人法 (平成15年7月16日法律第118号)</p> <p><b>【定義】</b>                  第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要がある事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効果的かつ効果的に実行することを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。</p> <p><b>【業務の範囲】</b>                  第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。                  一 試験研究を行うこと。                  二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。                  三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。                  イ 水道事業(簡易水道事業を除く。)                  ロ 工業用水道事業                  ハ 軌道事業                  ニ 自動車運送事業                  ホ 鉄道事業                  ヘ 電気事業                  ト ガス事業                  チ 病院事業                  リ その他政令で定める事業                  四 社会福祉事業を営むこと。                  五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと(前三号に掲げるものを除く。)                  六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)</p> <p><b>【定義】</b>                  第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効果的に実行することを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。</p> <p><b>【業務の範囲】</b>                  第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。</p>
<p>地方独立行政法人法 (平成15年7月16日法律第118号)</p> <p><b>【公共的な施設の範囲】</b>                  第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。                  二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設                  三 会議場施設、展示施設又は見本市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの</p>	<p>地方独立行政法人法施行令(平成15年12月3日政令第486号)</p>

# 独立行政法人一覧（平成20年4月1日現在）

## 内閣府所管 4

- 国立公文書館
- 国民生活センター
- 北方領土問題対策協会
- 沖縄科学技術研究基盤整備機構

## 総務省所管 4

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

## 外務省所管 2

- 国際協力機構
- 国際交流基金

## 財務省所管 5

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 通関情報処理センター
- 日本万国博覧会記念機構

## 文部科学省所管 25

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立国語研究所
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- メディア教育開発センター
- 日本原子力研究開発機構

## 厚生労働省所管 14

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 雇用・能力開発機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

## 農林水産省所管 13

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

## 経済産業省所管 11

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

## 国土交通省所管 20

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

## 環境省所管 2

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

## 防衛省所管 1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

合計 101 法人

(注1) ○印の法人は、特定独立行政法人（役職員が国家公務員の身分を有するもの（8法人））

(注2) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略

## ■地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）

### （定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

- 2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。

### （財産的基礎）

第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

- 2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。
- 3 設立団体（地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。
- 4 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。
- 5 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

### （設立）

第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあつては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

### （登記）

第九条 地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
- 3 地方独立行政法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

### （業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 試験研究を行うこと。
- 二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと。
- 三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。
  - イ 水道事業（簡易水道事業を除く。）

- ロ 工業用水道事業
- ハ 軌道事業
- ニ 自動車運送事業
- ホ 鉄道事業
- ヘ 電気事業
- ト ガス事業
- チ 病院事業
- リ その他政令で定める事業
- 四 社会福祉事業を經營すること。
- 五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと（前三号に掲げるものを除く。）。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

■地方独立行政法人法施行令（平成十五年十二月三日政令第四百八十六号）

（公共的な施設の範囲）

- 第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。
- 一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設
  - 二 会議場施設、展示施設又は見本市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの

■独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（財産的基礎）

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

（登記）

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（業務の範囲）

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

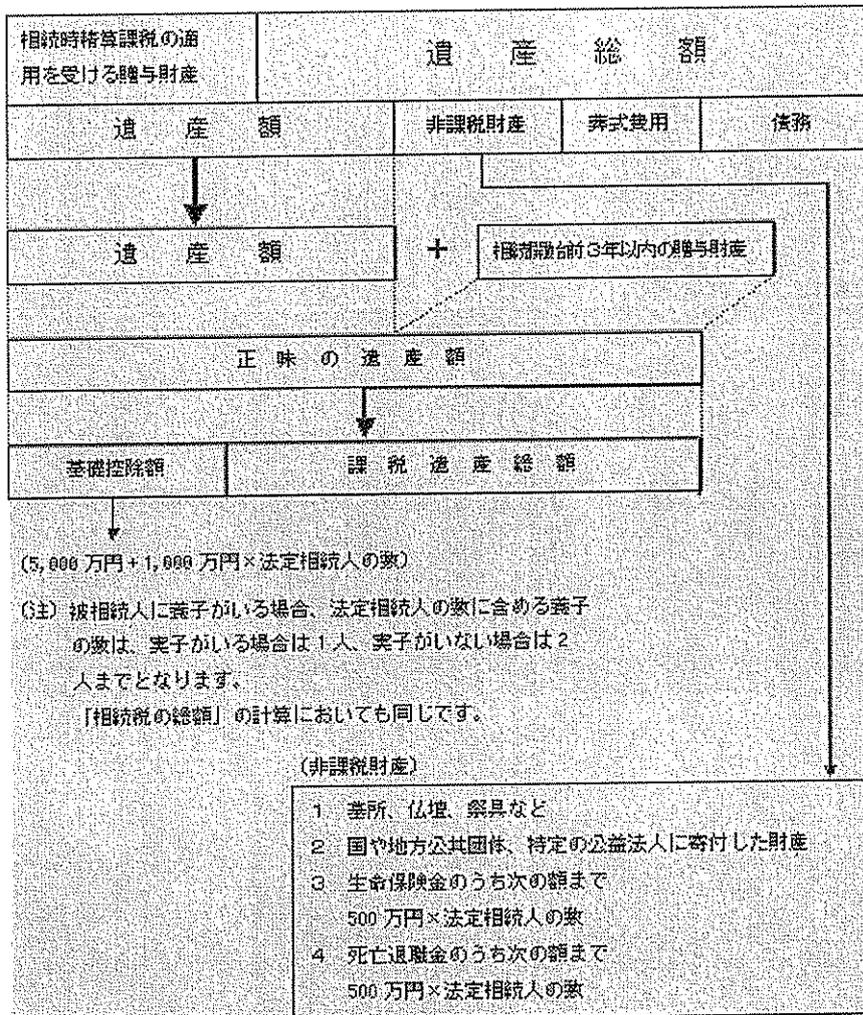
# 相 続 税

## 1 相続税のしくみ

相続税は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が基礎控除額を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税されます。

この場合、相続税の申告及び納税が必要となり、その期限は、被相続人の死亡したことを知った日の翌日から10か月以内です。

## 2 基礎控除額と正味の遺産額



正味の遺産額が基礎控除額を超える場合は相続税がかかりますので、相続税の申告及び納税が必要です。

## 3 相続税の納税義務者

相続税がかかる人及び相続税の課税される財産の範囲は、次のようになっています。

相続税のかかる人と課税される財産の範囲の表

相続税のかかる人	課税される財産の範囲
(1) 相続や遺贈で財産をもらった人で、財産をもらったときに日本国内に住所を有している人	もらったすべての財産
(2) 相続や遺贈で財産をもらった人で、財産をもらったときに日本国内に住所を有しない人で次の要件全てにあてはまる人 イ 財産をもらったときに日本国籍を有している ロ 被相続人又は財産をもらった人が被相続人の死亡の日前5年以内に日本に住所を有したことがある	もらったすべての財産
(3) 相続や遺贈で日本国内にある財産をもらった人で日本国内に住所を有しない人((2)に掲げる人を除きます。)	日本国内にある財産
(4) 上記(1)~(3)のいずれにも該当しない人で贈与により相続時精算課税の適用を受ける財産をもらった人	相続時精算課税の適用を受ける財産

(注) 人格のない社団や財団又は公益法人(平成20年12月1日以後は公益法人ではなく持分の定めのない法人に対する課税となります。)に対して相続税がかかる場合があります

○ 申告と納税

相続税の申告と納税は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に行うことになっています。

また、申告書の提出先、納税先はいずれも被相続人の住所地を所轄する税務署です。相続人の住所地ではありません。

(資料: 国税庁ホームページ)